

添付資料04 入居者移転計画（基本手順）

本計画は入居者の移転に係る基本手順を示したものであり、事業者はこれを踏まえ、建替住棟等の工程を立案すること。なお、土地の移転については提案によるものとする。

1 既存住棟等（集会所除く）の解体撤去（第1期）

入居者移転済みの既存住棟（1号棟、8号棟、11号棟及び12号棟）の解体撤去を行う。

2 建替住棟等及び建替集会所の整備＋既存集会所の解体撤去

既存住棟（1号棟、8号棟、11号棟及び12号棟）の解体撤去完了後の敷地に建替住棟等及び建替集会所を整備し、県に引渡しを行う。また、県に建替集会所の引渡しを行った後、既存集会所の解体撤去を行う。

3 既存住棟等の解体撤去（第2期）

既存住棟（2号棟及び3号棟、5号棟から7号棟）の入居者の建替住棟への移転完了後（本事業対象外）、これらの住棟の解体撤去を行う。

4 分筆と活用用地の所有権移転

敷地Fの一部、敷地E及び敷地Gの所有権移転は、敷地Fについては県営住宅整備用地と活用用地とに分筆を行い、分筆登記後、活用用地は県から用地活用業務に当たる企業へ所有権移転・登記（県：登記手続、用地活用業務に当たる企業：証紙負担）を行う。

※7号棟については建替住棟整備前でも、残り1住戸の移転が完了次第解体撤去可能。